

## 笠間市議会総務企画委員会記録

令和8年3月2日 午前9時58分開会

### 出席委員

委員長	川村和夫君
副委員長	河原井信之君
委員	坂本奈央子君
〃	田村幸子君
〃	西山猛君
〃	大関久義君

### 欠席委員

なし

### 出席説明員

市長公室長	堀江正勝君
総務部長	瀬谷昌巳君
消防長	谷口哲也君
人事課長	藤田優君
人事課長補佐	石川幸子君
人事課G長	塩田拓生君
人事課G長	川井章裕君
総務課長	甘利浩行君
総務課長補佐	木村幸広君
総務課G長	松葉茂博君
消防次長兼消防総務課長	原田正美君
予防課長	菊地光穂君
予防課長補佐	園部喜夫君
予防課主査	成田雄一君

### 出席議会事務局職員

議会事務局次長	石井謙
次長補佐	鶴田貴子

## 議 事 日 程

令和 8 年 3 月 2 日（月曜日）

午前 9 時 5 8 分開会

### 1 開会

### 2 案件

#### (1) 付託案件の審査

- ・議案第 3 号 笠間市の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- ・諮問第 1 号 審査請求に関する諮問について
- ・議案第 9 号 笠間市消防団員の任免、定員、服務等に関する条例及び笠間市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例について
- ・議案第 10 号 笠間市火災予防条例の一部を改正する条例について

---

午前 9 時 5 8 分開会

○川村委員長 総務企画委員会委員の皆様並びに執行部の方々におかれましては総務企画委員会に御出席を賜りまして、ありがとうございます。

ただいまの出席委員は 6 名であります。

定足数に達しておりますので、ただいまから総務企画委員会を開会いたします。

本日の議案等の説明のため出席を求めた者は、資料のとおりであります。また、議会事務局より、石井次長、鶴田次長補佐が出席しております。

本日の会議の記録は、鶴田次長補佐にお願いいたします。

また、本日は傍聴の申出がありましたので、これを報告します。

---

○川村委員長 これより議事に入ります。

本日の案件は、今期定例会において総務企画委員会に付託になりました議案等の審査であります。

審査は審査日程表により、課別、議案ごとに行います。

それでは初めに、市長公室人事課、議案第 3 号 笠間市の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についての審査を行います。

提案者の説明を求めます。

人事課長藤田 優君。

○藤田人事課長 人事課の藤田です。よろしくお願いたします。

本案は、各種審議会等の委員報酬につきまして長きにわたり改定が行われてこなかったことから、昨今の物価上昇等の状況を踏まえまして適正な水準に見直すため、所要の改正

を行うものでございます。

対象は、非常勤特別職のうち、行政委員会等の委員を除く一般の各種審議会等の委員報酬に限って改正をいたします。

改正の内容につきましては、議案書2ページから6ページにございます新旧対照表を御覧ください。

改正前の日額4,500円と定められている各種委員の報酬を、改正後は日額5,500円とするものでございます。

6ページの下段を御覧ください。附則でございますが、この条例は、令和8年4月1日から施行するものでございます。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○川村委員長 以上で説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は挙手によりお願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○川村委員長 ないようですので、以上で質疑を終結いたします。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○川村委員長 討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

本件を原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○川村委員長 御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

入替えのため、暫時休憩いたします。

午前10時00分休憩

---

午前10時01分再開

○川村委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、総務課、諮問第1号 審査請求に関する諮問についての審査を行います。

本審査の内容について説明を求めます。

総務課長甘利浩行君。

○甘利総務課長 総務課甘利です。よろしくをお願いいたします。

まず、本件につきましては、下水道使用料を請求した処分についての審査請求を棄却する裁決をいたしたく、地方自治法第229条第2項の規定により、議会へ諮問するものでご

ございます。

初めに、1、審査請求人につきましては、記載のとおり、市内在住者と、同代理人として請求人の妹で、県外在住者になっております。

次に、2、審査請求に係る処分につきましては、上下水道部下水道課が、令和7年3月27日及び同年8月5日に審査請求人に対し下水道使用料を請求した処分でございます。

次に、3、審査請求の内容についてでございます。

(1) 審査請求の趣旨につきましては、審査請求に係る処分を取り消すことを求めるものでございます。

(2) 審査請求の理由につきましては、アとしまして、審査請求人は、下水道の使用者ではないこと、イとしまして、審査請求人に、意思能力がないこと、ウとしまして、処分庁の行為は、刑法第248条に該当すると思われることとの主張でございます。

次に、4、棄却しようとする理由でございますが、本件審査請求は、下水道課による審査請求に対する下水道使用料の請求に関する処分に係るものであるという点において、令和6年6月25日と令和7年7月9日に請求を棄却した2回の裁決と共通するものであり、本件においてはこれまでの裁決における認定事実や争点に対する判断を、覆すに足る的確な主張立証がなされない限り、踏襲すべきであり、審査請求人の今回の主張につきましては、いずれの主張につきましても、これまでの裁決における事実認定や論点に対する判断を覆すに足るものではございません。

このようなことから、請求人の主張に対する審議員の判断はそれぞれ(1)から(3)とおりでありまして、次の3ページの記載のとおり、本件請求には理由がなく、行政不服審査法第45条第2項の規定により、棄却されるべきものとするものでございます。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○川村委員長 以上で説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

ここで暫時休憩いたします。

午前10時04分休憩

---

午前10時34分再開

○川村委員長 では、休憩前に引き続き会議を開きます。

休憩中にありました質疑を意見としまして、現時点でのこの審査請求に関しては、諮問に関しては棄却すべきものだと思います。

ただ、担当課のお話を聞いていると、結局行政としてはもうやるべきことが限られたものしかないということなので、委員会として諮問されたこの内容に関しては、調査しながら、解決策を模索するという形でよろしいでしょうか。

[「はい」と呼ぶ者あり]

○川村委員長 そういう形でさせていただきたいと思います。

ほかにありませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○川村委員長 ないようですので、以上で質疑を終結いたします。

討論に入ります。

討論はございますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○川村委員長 討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

本諮問に対して、諮問のとおり棄却すべきであると答申することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○川村委員長 御異議なしと認めます。よって、本件は諮問のとおり棄却すべきであると答申することに決しました。

さらにお諮りいたします。

ただいまの決定の下に、答申案を作成いたしたいと思います。本日の内容を踏まえまして、委員長に一任していただきたいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○川村委員長 御異議ございませんので、そのように決定いたしました。

なお、作成しました答申案については、最終日の本会議において、委員長報告として議案審査の経過と併せて御報告させていただきます。

以上で諮問第1号 審査請求に関する諮問についての審査を終了いたします。

入替えのため、暫時休憩いたします。

午前10時36分休憩

---

午前10時37分再開

○川村委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、消防本部消防総務課、議案第9号 笠間市消防団員の任免、定員、服務等に関する条例及び笠間市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例についての審査を行います。

提案者の説明を求めます。

消防次長兼消防総務課長原田正美君。

○原田消防次長兼消防総務課長 消防本部の原田です。よろしくお願ひします。

本案は、消防団員数が年々減少が続いている現状に鑑み、平日昼間の火災や大規模災害

時において、基本団員の後方支援的な役割を担う機能別消防団員制度を本格的に導入するとともに、消防団員定数の見直しを図るため、所要の改正をするものであります。

改正内容につきましては、新旧対照表により御説明いたしますので、2ページをお開きください。

まず初めに、笠間市消防団員の任免、定員、服務等に関する条例の一部改正について御説明いたします。

第5条につきましては、消防団の定数を現行の720名から559名に改めるものでございます。

次に、第6条につきましては、令和8年4月1日から機能別消防団員制度を導入することに伴いまして、消防団員の種別に関する規定を新たに設けるものであります。第1項及び第2項において、消防団員を基本団員及び機能別消防団員に区別することを定め、第3項において、機能別消防団員の役割を加えるものであります。

次に、3ページをお開きください。

第16条につきましては、消防団員の報酬に関する規定を整備するものであり、機能別消防団員については、別表第1に定める年額報酬は支給せず、災害等に出動した場合に限り、基本団員と同様に出勤報酬を支給する旨を定めるものであります。

次に、4ページをお開きください。

笠間市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正について御説明いたします。

第1条につきましては退職報償金の支給の対象を定めており、機能別消防団員は退職報償金の支給の対象外とする旨を明確にするものであります。

最後に、附則といたしまして、これらの条例は、令和8年4月1日から施行するものです。

以上で議案第9号の説明を終わります。御審議のほどよろしく申し上げます。

○川村委員長 以上で説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は挙手によりお願いいたします。

西山委員。

○西山 猛委員 現在の団員は、何人なのですか。

○川村委員長 消防次長兼消防総務課長原田正美君。

○原田消防次長兼消防総務課長 4月1日の段階で、527名となります。

○川村委員長 西山委員。

○西山 猛委員 素朴な疑問なのですが、今現在、改正前の段階ですけれども、720名となっていました。720名いるんだということであれば、例えば4月1日ではなくて、仮に来年度の改正だとか、そういうこともあるかもしれませんが、満たないんでし

よう、この改正後の559人、なぜそういうことになったのですか。

○川村委員長 消防次長兼消防総務課長原田正美君。

○原田消防次長兼消防総務課長 今回の559名の数に関しましては、昨年の基本団員として527名の団員数と、今度4月から新たに入れます機能別消防団員が各分団数1名を想定しておりまして、32名を足したところに559名という数字を出させていただきました。

以上です。

○川村委員長 西山委員。

○西山 猛委員 それはいいんですよ。

そうではなくて、720名というものを許容範囲だから、別にそれに達してなくてもいいわけだから、720名は。あえて、その下げる理由というのは。

○川村委員長 消防次長兼消防総務課長原田正美君。

○原田消防次長兼消防総務課長 実は、消防団員に係る各種退職報償金、公務災害基金とか、そういう各種保険、各種制度の掛金が条例定数によって算出されるものですから、あまりにも、今の現在の団員数と条例定数720名と現員数の数があまりにもかけ離れてる、乖離があるものですから、そこに金額の差も大きいのです。大きいもので、720名で計算しますと金額が大きくなってしまいますので、現員数、実際に現員数で算定するとともに、条例定数を改正するものです。

〔発言する者あり〕

○原田消防次長兼消防総務課長 はい、条例定数で、全部各種掛金が……。そうなのです。

○川村委員長 暫時休憩します。

午前10時43分休憩

---

午前10時47分再開

○川村委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○川村委員長 ないようですので、以上で質疑を終結いたします。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○川村委員長 討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

本件を原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○川村委員長 御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決すべきものと決

しました。

入替えのため、暫時休憩いたします。

午前10時47分休憩

---

午前10時48分再開

○川村委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、予防課、議案第10号 笠間市火災予防条例の一部を改正する条例についての審査を行います。

提案者の説明を求めます。

予防課長菊地光穂君。

○菊地予防課長 予防課菊地でございます。よろしく申し上げます。

議案第10号 笠間市火災予防条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

今回の改正は、近年のサウナブームを背景に、従来のサウナ設備の基準に適合困難な、屋外に設置するテント式サウナ等に設置される消費熱量が小さいサウナ設備が増加し、新基準を定める必要が生じたこと。また、地震発生時の電気に関する火災発生防止及び被害低減を図るため、令和7年11月12日、対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部を改正する省令等が改正され、火災予防条例（例）の一部を改正されたことに伴い本市火災予防条例の一部を改正し、サウナ設備に関する基準の見直し及び感震ブレーカー設置の普及促進事項を追加し、住宅火災予防の推進を図るため、所要の改正を行います。

今回のサウナ設備の改正では、簡易サウナ設備を追加し、従来のサウナ設備の名称を一般サウナ設備に変更いたします。

詳細につきましては、新旧対照表で御説明いたします。

2ページをお開き願います。

左側の改正後、上段、第7条の2、簡易サウナ設備を追加し、次のページ中段までで、簡易サウナ設備の位置、構造及び管理に関する基準の細目を改正します。

内容としましては、簡易サウナ設備は、屋外その他の直接外気に接する場所に設けるテント式サウナ室又はバレル型サウナ室であること。簡易サウナ設備に設ける放熱設備の定格出力は6キロワット以下であり、まき、電気を熱源とすること。

建築物等及び可燃性の物品から火災予防上安全な距離を保つこと。

簡易サウナ設備の温度が異常に上昇した場合、直ちに熱源を手動及び自動で遮断する装置を設けることとし、まきを熱源とする設備には速やかに使用できる位置に消火器を設置した場合は、この限りでないこととしたことなどが、簡易サウナ設備に関する主な改正内容になります。

次に、右側の改正前、中段の第7条の2、従来の「サウナ設備」の名称を「一般サウナ

設備」に変更し、第7条の3として改正します。

一般サウナ設備の位置、構造、管理の基準は、改正前のサウナ設備の基準等と変更はございません。

次に、4ページをお開き願います。

左側、改正後、上段、第29条の7（住宅における火災の予防の推進）について、住宅用防災機器の後に「感震ブレーカー」を追加し、住宅火災予防の推進を図ることとしました。

次に、左側改正後の中段、第44条（火を使用する設備等の設置の届出）について、簡易サウナ設備及び一般サウナ設備を設置しようとする者は、個人が設けるもの以外は消防長に届出が必要であることを規定しました。

以上が今回の笠間市火災予防条例の改正内容になります。

5ページ、附則としまして、この条例は、令和8年3月31日から施行するものでございます。

以上で議案第10号の説明を終わります。よろしくお願ひいたします。

○川村委員長 以上で説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は挙手によりお願ひいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○川村委員長 ないようですので、以上で質疑を終結いたします。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○川村委員長 討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

本件を原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○川村委員長 御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

執行部の審査は終了いたしました。

暫時休憩いたします。

午前10時53分休憩

---

午前10時54分再開

○川村委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

以上で総務企画委員会に付託になりました議案等の審査は終了いたしました。

ただいま御審議いただきました審議の結果については、今期定例会最終日に報告することになります。

なお、報告書の作成については、委員長に一任していただきたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○川村委員長 御異議がありませんので、一任していただくことに決定いたしました。

以上をもちまして、総務企画委員会を閉会いたします。

午前10時54分閉会